

住み慣れた地域で 安心して暮らすためには

堀川 涼子さん (美作大学教員)

この報告は、9月4日にウイズセンターで開かれた人権・福祉講座2010「住み慣れた地域で安心して暮らすためには①」と題する堀川涼子さんの講演概要をまとめたものです。(文責：編集部)
引き続き、11月7日(日)には、グループホームアイリーフの施設長の酒井 保さんによる「住み慣れた地域で安心して暮らすためには②」が予定されています。ぜひご参加ください。

2010年夏のキーワードは「猛暑」、「消えた高齢者」「児童虐待」。

消えた高齢者にしても児童虐待にしても、私たちが地域の中で何ができるのか、考えていきたい。みなさんそれぞれに①「自分の立場で何ができるのか」②協力するなら誰と(どこ)するのか」を考えながら聞いていただきたい。

日本の総人口は2007年をピークに減り続けている。しかし高齢者人口はどんどん増えている。高齢化率は2009年全国で22.7パーセント。高齢者の数は減っていくけれども高齢化率は上がる。2055年には高齢化率が40.5パーセント。今の大学生が65歳になる頃。働く人が足りないのか、外国から人が入るのか、子どもが増えるのかと色々考えられる。

一方、75歳以上の高齢者の数はどんどん増えている。2009年に高齢者の約半分が75歳以上、来年は半分を超えるだろう。75歳以上は、後期高齢者。65歳というのはまだまだ元気だけど、さすがに75歳になると支援が必要になったり病気を持ったりする。だから、要介護高齢者数は急速に増加している。

年齢区分別の高齢者を見ると人口は大変減るけれども高齢者は多いということがわかる。支える側、生産する側、税金を払う人口は減る。ここから社会保障が大変問題になっている。また、子どもの数は減っているのに児童虐待は増えている。

人権・福祉講座 2010

住み慣れた地域で 安心して暮らすためには ②

講師 酒井 保さん
(グループホームアイリーフ五日市施設長)

とき 2010年11月7日(日) 午後2時～
ところ 岡山県男女共同参画センター「ウイズセンター」
(岡山市北区南方2-13-1 「きらめきプラザ」6F)

主催 人権・福祉講座2010実行委員会
後援 岡山県・岡山市・倉敷市
資料代 500円
連絡先 福祉オンブズおかやま (090-9410-6488)

・・・岡山市人権啓発活動補助事業・・・

いくつか高額商品を購入していた。このままでは、閉じこもりになり意欲が落ち、体力がなくなる危険があった。そこでデイサービスを利用してもらった。すると筋力がついてきた。ところが、道に迷いがちになって甥からケアマネに「出歩いて近所に迷惑がかかったらいけないし、外出しなくてもいい」と言われるようになってしまった。地域で暮らすためにサービスを提供したつもりだったのに「どこか施設には入れないか」との相談を受けて、ショックを受けた。めざしていたのは地域でいきいきと生きることだったのに何がいけなかったのか。

求められる地域とのつながり

考えてわかったこと。一人暮らしだったときは地域が声をかけてくれていた。それまでは差し入れをしてくれていた女性も、「ヘルパーが来ているのなら余計なことはせんでいい」と思ってしまう。散歩に誘っていた人も「デイサービスで留守なら誘っても仕方がない」と思ってしまっていた。ケアマネとして、今までの人間関係を切ってしまうことに気づいた。これを2カ所閉じこもりと呼ぶ。「在宅とデイサービスだけ」ではいけないのじゃないか。デイサービスに行きながらでも地域と繋がりがあり、出かけたり声をかけてもらったりできる支援をしていかないと生活が成り立たないと強く思った。この事例ではヘルパーは週に3回、デイサービスは週に2回だけなのに、地域の人はこちらで安心してしまい、地域との繋がりがなくなってしまっていた。

そこでどう考えるか。「在宅福祉」か「施設福祉」かではなく、地域福祉を考えないといけない。高齢者の近くは高齢者が住んでいるという社会をすべて介護保険でまかなうのは

不可能。衣食住を支える公助がベースにあるとしても共助、つまり地域での見守り・助け合いがあってこそ、生き生きと暮らしていけるのではないか。

共助は公助の補完（足りないから補う）ではない。公助で基礎が守られていることを前提に、より豊かに生きるために共助がある。このためには、私の立場で何ができるのか、どことつながっていけるのかを考えてネットワークを作っていく必要がある。

公助・共助・自助をあわせて

地域福祉活動に必要な3つの力（公助・共助・自助）がからまって初めて大きな力が発揮される。これを具体的にみると公助の代表が介護保険サービス、地域包括支援センター（すべての市町村が責任主体として設置している高齢者の相談機関）、児童関係では児童相談所（こどもの発達、児童虐待、ぐ犯など）。愛育委員さんも母子保健に関わっている。

共助とは、具体的には

- ①民生・児童委員さんが地域でつながるべき人たち。「厚生労働大臣委嘱」で7つの役割（アンテナ、情報収集、提供、調整など）がある。
- ②社会福祉協議会。営利を目的としない民間の組織。地域でネットワークを作っていく主体。ほとんどの団体が社会福祉法人であるが、「地区社会福祉協議会」が地域で活動している。福祉委員のある地域もある。民生委員が全部を把握するのが難しいと言うことで福祉委員さんをおいている。福祉委員として手を挙げるのも地域の福祉に参加することだ。

地域福祉活動に必要なのは「考える組織」としての地区社会福祉協議会、実行する組織としての福祉委員やボランティア。そこに参加していくことで福祉活動ができる。

貼る。三原市の認知症予防教室では、集まりを楽しみながら地図を作るなど活動しつつ情報が集められていた。津山での活動もボランティアがたくさん。赤磐市の集会所で卓球が毎日行われ、そこでラリーや席替えによる友達作りを楽しんでいる。卓球に保健師も来る

から聞きやすいというメリット。

いくらネットワークと言っても、「センターがあります。」と言うだけでは進まない。顔を出して信頼関係を作れば、情報が流れ出す。自分の地域では何ができるのか、だれとつながれるのか、家に帰って考えてほしい。

参加者の感想から（一部）

◆社会福祉協議会という団体の名前が出た。今年には区長をしており、赤十字の募金をして社会福祉協議会へ持参する、また社会福祉協議会用の募金活動があり、生まれて初めて市の社会福祉協議会を訪れた。ちょっと離れたところに愛の善意銀行とかが、いっしょに活動しておられる。福祉には子どもが小学校のころから教育に入れていかないといけないのではないか。お金のことも整理した福祉の考えを持つことが必要と思う。

◆顔の見える関係を大切に、地域住民・専門職と連携しながら差別、偏見のない住みやすい街ができたらと思いました。高齢者、児童を支えるいろいろな機関とどう連携していくか課題であると思いました。

◆とってもわかりやすく楽しく聞くことができました。実際に私は実家で父親の介護、世話をしています。田舎なので高齢者の方が多く住んでいます。先日、一人暮らしの亡き母の友人が二日間外出しないで熱中症で発見されました。いつも「何かあったら連絡して」と言っても迷惑をかけるという気持ちが先に立って、見舞いにいくとしょんぼりしていました。実家の町内会に口を出すのも出来ませんし、少しじれったい気持ちでいます。地域のネットワークづくりが大変必要だと思いました。自分の住所は町なのですが、町内会長がいろんな役を重ねて連ねておられ、何年もしており、進展がない様な所も感じています。

◆生活支援、地域福祉活動の原則等の考え方を聞きして、わかりやすく良かったです。自助力・公助力・共助力をバランスよくするには、協働が大切だと思いました。

◆元看護師、ケアマネージャーですが、定年退職して1年余たちました。私自身も独居、認知老人の一人として本当に興味のあるテーマとして参加させて頂きました。これから地域の中で私にも何かできることがあるのか、どこに相談すればいいのか分かりませんが。講演は聞きやすく、楽しく勉強させて頂きました。ありがとうございました。

◆特養の看護師として2年程働いていましたが、家庭の都合で退職し、次に介護にどうかかわっていかうか思案中でした。施設に入居していない、介護保険も認定を受けてない、病院にも通院していない老老介護の家庭がたくさんあると何かで知り、その家庭の行き先が見えているのに（介護している側が病気になる等した時に、自宅で暮らしていくことができなくなる）、何も対応がされてない、そのことに関心を持つことがあり、今回話を聞きに来させていただきました。非常に勉強になりました。地域包括支援センターについてもよく知ることができました。いずれはケアマネージャーを目指したいと思っています。

◆私、介護職にこれからつきたいと思っています。先生の講座をリビング新聞で見まして、これから役に立ち、勉強をしていくなかで参考になるのでは思い参加させていただきました。とても良いお話を聞かせていただきありがとうございました。

◆①自分の立場で何ができるか、②協力するなら誰と、どこ。地域に関わり合う世代となり（退職もして）ご近所さんとなつなっていくと思うので、お互いさま、助けられ上手にもなると思うので、きちんと身近なお話が聞けて良かったです。

◆地域で人間らしく最後まで暮らしたいと思うのは皆同じと思いますが、色々な団体、施設等の説明、利用の仕方などとてもわかりやすく説明していただき、参考になりました。

福祉施設内虐待問題等は防止できるのか<その2>

田代国次郎（運営委員）

2010年7月全国の児童相談所から2009年度の児童虐待件数が発表された。それによると、2008年度を1,546件上回る過去最多の4万4,210件にのぼったことが判明した。これは児童虐待に関して統計を取り始めた1990年度の1,101件から19年連続して増加したことになった。すなわち、日本で児童虐待問題が出現しはじめ、社会的に注目をあつめることになったのは1990年代前後からである。しかし、実際の児童虐待事件は古くから社会の底辺には発生しており、すでに戦前の1933年（昭和8）に昭和初期の大不況、東北地方大凶作、欠食児童、子どもの身売り、奉公、虐待等々が、貧困問題を背景に多発したことから最初の「児童虐待防止法」が制定されたのである。

戦後は、児童福祉法の第28条に児童虐待等の場合の措置が若干もられている程度であった。ところが1970年代半ばから高度経済成長が終焉となり、経済的格差の拡大が始まる。1990年代に入るとバブル経済が崩壊し、長期経済不況時代になるが、そこからの転換は、人間社会を不幸にした弱肉強食の経済グローバル化であり、市場原理の貫徹と規制緩和、利益収奪優先の新自由経済（新ネオコン、新右翼）であった。その結果、生存競争が一段と激しくなり、利益追求の優先から雇用が不安定となり、「使い捨て」が横行する。しかも、その利潤追求競争によって金儲けしたものが「勝ち組」となり、競争に負けて無産になったものが「負け組」となる、貧富格差拡大社会が到来したのである。

かくして、社会の格差拡大は、人間の価値、「いのち」等の格差拡大にも連動し、とりわけ利益収奪とは関係のうすい子ども、障がい児者、高齢者などへの虐待、人権侵害等が急増することになった。とくに、新自由主義経済社会は、金儲けの金銭成果主義が鉄則であり、優劣の責任はすべての自己責任に転嫁されると同時に、自己中心主義に陥るように仕組まれている。そのため人間同士の連帯、つながり、きずな（絆）などが破壊され、自己にとって不都合な事柄は全て「切捨て」行動となり、子どもを「私物化」する風潮が強く温存されることとなった。

このほか、児童虐待、人権侵害等々をもたらす原因は多様であるが、核家族化、少子化、人間同士の孤立化、希望が持てない不安定社会等々の中で、子どもは親を選ぶことが不可能であるし、生まれた瞬間から大人たちの金銭成果主義の渦中で右往左往させられてきた。かくして児童虐待、人権侵害等に関して注目されだしたのが1973年厚生省の児童相談所を中心とした子ども虐待、遺棄、殺害事件調査である。1979年養護施設連絡協議会による児童擁護施設利用児童調査によると、すでに親などからの虐待を理由に施設入所している児童が全体の33%にのぼっていることが判明していた。1983年には池田由子らによって「児童虐待調査研究会」が結成され、1990年には児童虐待防止を目的とした「児童虐待防止協会」が大阪で設立された。東京でも1991年「子どもの虐待防止センター」が発足し、全国的に児童虐待に関して注目されるようになった。

私が直接児童虐待問題に関与したのは1990年からであり、国立大学への転任と同時に福島県中央児童相談所児童家庭専門員（非常勤）に就任したことによる。そこで、児童虐待防止に関して、以下の4点を整備するよう提言したように思う。第1は、児童虐待の早期発見、早期対応を確実に進めること。第2は、児童相談所のカバーエリアが福島県内の場合広域なのに対し、専門の児童福祉司などのスタッフが非常に少なく、早急な増員要求を県関係機関に働きかけること。第3点は、早期発見、早期対応のため、ただちに児童相談所内に電話相談室を開設すること。第4は、内部だけの研究会でなく、外部の社会福祉研究者、現業員も参加できる開かれた研究会活動を進めること、などあった。

そのうち、在任中に実現できたのは第3の電話相談室の開設である。設立のノウハウは私が「広島いのちの電話」設立に関与した体験がいかされたものである。しかも電話相談のポイントは、開設しただけでは意味がなく、いかに有能な職員（専門職としての現場経験、専門的知識、広い洞察力、実行力等々）を配置できているかによるのである。それに電話相談の場合、子育てに悩む母親、両親、身内の家族からだけでなく、虐待現場の近くに住む一般市民からの通報が重要であり、いかに的確に判断し、いかに早急に対応するかが常に最大の課題となる。しかし、日本の場合、この重要課題となっている一般市民からの情報、通報に対して、的確に判断し、いかに迅速に対応したかであるが、しばしば虐待を防止するための確固たる執念に基づき対応が出来なかった為に、痛ましい虐待による悲劇が出現することが見られる。たとえば2010年7月大阪市西区マンション内2人の子ども虐待死

事件が発生した。すでに3月頃からマンション住人から虐待通報が3回も児童相談所に入っていた。しかし、通報があったにもかかわらず「安否確認」すら完全に実施されていない。また児童虐待防止法第9条で認められている「臨検」、「搜索等」も実行していなかった（朝日新聞、2010年7月31日）。

子どもの「いのち」を守るという実践は、極めて高い専門性と、ねばり強い人権を守るという執念が凝縮していなければ、光が見えてこない内容を含んでいると考えられる。

ところで、児童虐待というのは一般的に、

- (1) 身体的虐待
- (2) 心理的虐待
- (3) 性的虐待
- (4) ネグレクト虐待（養育放棄等）

この他の虐待形態として経済的虐待、拘束的虐待、医療的虐待等々が考えられているが、いずれの虐待ケースも、それが単独でというより複合し、重複した内容になっており、その判定には困難が伴うケースがある。しかし児童虐待の場合は、上記の4形態の虐待ケースに集約されて公表されている。その結果によると、一番多いのが「身体的虐待」であり、二番目に多いのが「ネグレクト虐待」である。「身体的虐待」の多くは、両親である実父か、実母であり、「しつけ」（躰）と称する殴る、蹴る、苛める、お仕置きと称して暴力を振るう等々であるが、これは子どもを完全に＜私物化＞しての行為である。さらに児童養護施設内でも、絶対的支配権力を持つ職員等によっ

表1 虐待形態別の推移

	平成12年度	16	17	18	19
総数	17,725	33,408	34,472	37,323	40,639
身体的虐待	8,877	14,881	14,712	15,364	16,296
ネグレクト	6,318	12,263	12,911	14,365	15,429
性的虐待	754	1,048	1,052	1,180	1,293
心理的虐待	1,776	5,216	8,797	6,414	7,621

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

表2 主たる虐待者は

(単位：人、()内%)

	総数	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他
平成11年度(99)	11,631 (100.0)	2,908 (25.0)	815 (7.0)	6,750 (58.0)	269 (2.3)	889 (7.7)
平成17年度(05)	34,473 (100.0)	7,976 (23.1)	2,093 (6.1)	21,074 (61.1)	591 (1.7)	2,738 (7.9)
平成18年度(06)	37,323 (100.0)	8,220 (22.0)	2,414 (6.5)	23,442 (62.8)	655 (1.8)	2,592 (6.9)
平成19年度(07)	40,639 (100.0)	9,203 (22.6)	2,569 (6.3)	25,369 (62.4)	583 (1.4)	2,925 (7.2)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

注：「その他」には、祖父母、叔父叔母などが含まれる

て、いわば誤認失敗等々に対して、その善導を図るといふ名目からか、暴力などの体罰が行われていたからである。

さらに、次に多い「ネグレクト」虐待も深刻であり、少子社会の中での子育て支援のあり方が問われる。とくに「ネグレクト」とは、養育の放棄、怠慢のことであるが、子どもが健康で安全な配慮のなかで発育、発達が保障されなければならないが、それを親の身勝手な行為で放棄したり、怠けて実行しないことである。たとえば、子どもにとって絶対必要な食事、身体の清潔、衣、住の環境整備、病気になるたら病院へ、家の中や車の中に閉じ込める、野外に放置等々の虐待行為である。とりわけ最近新聞報道等に頻繁に見られる児童虐待の多くは、この「ネグレクト」関係の虐待ケースが目立つようになってきた。しかも、そこでの主な虐待者は実父、実母が圧倒的に多いのである。また、そこで虐待にあう

虐待児の年齢は小学生が一番多く、次いで3歳から学齢前児童、3番目に0歳から3歳未満児、第4番目に中学生が入っている。とくに、虐待者の85%以上が父母という現実、いかに子どもにとって深い「こころ」

(人権)等の傷として刻み込まれるか、計り知れないものがある。

このように、いま大人たちから数々の虐待と養育放棄、養育困難等々に落とし込まれた子どもの安住な場所、人権の砦として、全国に児童養護施設が564カ所あり、在籍利用児童が約3万人以上となっている。そして、児童養護施設を利用している子どもたちは、主に父母からの虐待、養育放棄、放任、不和、精神疾患等々の家族環境悪化を理由とするのが44%と圧倒的に多く、そのほか父母の行方不明7%、父母の入院6%、その他となっている。

岡山県内には12箇所の児童養護施設があり、岡山市内には5ヶ所(前号で紹介)、県内に7ヶ所ある。そのうち、3ヶ所が津山市内に集中しており、利用定員も県内施設で397人であるのに対し、岡山市内の施設利用定員は268人と少ない。 <次号につづく>

表3 岡山県内の児童養護施設状況

施設名	経営主体	代表者	施設長	認可年月日	定員
岡山県立玉島学園	(福) 恵聖会(倉敷市)	河野 澤興	田邊 裕	S32.4.1	50
わかば園	(福) わかば園(津山市)	松田浩一郎	松田浩一郎	S24.5.10	70
立正青葉学園	(宗) 妙勝寺(津山市)	瀬川 一行	岸本 延子	S30.4.1	30
津山二葉園	(福) 菜花の里(津山市)	水島 尋子	藤川 由香	H14.1	50
悲眼院	個人(笠岡市)	高橋 昌文	高橋 昌文	S25.10.1	70
天心寮	(福) 鳥取上小児福祉協会(赤磐市)	山本 光佐	山本 光佐	S24.8.10	67
みのり園	(福) 豊野助正会(中央町)	小出 叡	小出 叡	S25.10.1	60